

## マイナ保険証をご利用ください

昨年12月、マイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を令和6年12月2日とする施行期日政令が公布されました。これにより現行の健康保険証は、令和6年12月2日から発行されないこととなりました。12月以降はマイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。なお、現在お持ちの健康保険証は、令和7年12月1日をもって無効となります。

マイナ保険証を利用することで、質の良い医療が受けられるとともに、限度額適用認定証の申請・発行が不要となるなど、加入者の皆さんが様々なメリットを享受できるようになります。併せて、医療費も節約できるというメリットもあります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、早急に以下2つの準備をお願いいたします。

### 《STEP1》 マイナンバーカードを申請

詳しくはこちら→[申請・受取方法／申請状況確認 - マイナンバーカード総合サイト \(kojinbango-card.go.jp\)](https://www.kojinbango-card.go.jp)

### 《STEP2》 マイナンバーカードを健康保険証として登録

詳しくはこちら→[マイナンバーカードの健康保険証利用 | マイナポータル \(my.na.go.jp\)](https://my.na.go.jp)

※マイナ保険証に限らず、医療機関ではオンライン資格確認が義務化されているため、受診毎に当健保組合の資格があるかを確認します。その際、当健保組合へマイナンバーのご提出が無い方は資格の確認が取れないため、スムーズに受診ができないことがあります。マイナンバーを未提出の場合は早急に提出してください。

別添のリーフレットもご覧ください。

12月の施行へ向けて、マイナ保険証の準備・切替えをお願いします。

阪急阪神健康保険組合

健保ホームページ <https://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>